

3. (8) つるぎ町消費者安全確保地域協議会

徳島県 つるぎ町

密接な庁内連携で見守り体制を築く

地方公共団体の基礎データ

人 口	7,921人
高 齢 化 率	46.6%
面 積	194.8km ²
消費者行政担当職員数(消費生活相談員数を除く) : 1人	
センター名称 (広域連携)	美馬地区消費生活センター(美馬市内) (美馬市、つるぎ町)
消費生活相談員数 : 3人	消費生活相談件数 : 167件 (平成29年度)
開 所 日 (祝日・年末年始除く)	週6日開所 (月・火・水・木・金・日)



つるぎ町

※平成31年4月1日現在

地方公共団体の紹介

平成17年、半田町、貞光町、^{いちうそん}一宇村が合併し、現在のつるぎ町になりました。

半田地区で生産されている半田そうめんは、200年の伝統を誇る町の特産品で、やや太めでコシの強さが特徴です。

山間部は、場所によっては40度の急な斜面地があり、段々畑のような水平面を形成せずに傾斜地のまま農耕しています。敷き草^{かや}(茅)を畑にまんべんなく混ぜ込むことで、風雨などで生じる土の流出を最小限に抑え、そば等の雑穀や山菜など多様な品目を組み合わせる複合経営により、山間地の環境に適応してきました。このような400年以上前から受け継がれてきた伝統の傾斜地農法が「にし阿波の傾斜地農耕システム」として、平成29年3月には農林水産大臣から日本農業遺産に、平成30年には世界農業遺産に認定されています。

日本の原風景ともいえる山村景観、保存食への加工や食文化、そして農耕にまつわる伝統行事なども人々の手で守られ継承されています。

協議会の基礎データ

設 置 年 月 日	平成31年3月19日
事 務 局	商工観光課
構 成 団 体 数	10団体
設 置 要 綱	有り



設立会議の様子

3. (8) つるぎ町消費者安全確保地域協議会

徳島県 つるぎ町

設置の背景

当町の高齢化率は、46%以上となっており、一人暮らしの高齢者も数多くいることから、見守り体制の強化が急務となっています。福祉部局では、これまでも各団体が孤独死対策など生命身体を中心とした高齢者等の見守り活動を行っていました。社会福祉協議会では、「つるぎ町ひとり暮らし高齢者安心事業運営協議会」（以下「運営協議会」という。）として、町内の一人暮らしの高齢者宅へ月1回の定期訪問を行っているほか、地域包括支援センターでも高齢者等の見守り活動を行っています。年1回行われているケアマネージャーの研修の際には、消費者被害防止のチラシを配布するなど、福祉部局と連携しながら被害防止に取り組んでいます。

また、消費者協会が地域の方々の消費生活相談を役所に伝えてくださるなど、地域の関係団体とも連携を図りながら高齢者等の対応を個別に行ってきました。

最近では、訪問販売や訪問購入（押し買い）など、高齢者を狙った消費者被害に関する相談が増えています。消費者被害や特殊詐欺の未然防止のため、関係機関が集まり、連携することができる場の必要性を感じていました。そのような中、県から協議会の設置を勧められ、設置に向けて検討を始めました。協議会の設置により、センターに相談をスムーズにつなぎ、消費者被害の未然・拡大防止を図りたいと考えています。

商工観光課（消費者行政部局）が中心の組織

新規

県から協議会の設置を勧められた際、警察署からも高齢者等の見守りネットワークを作りたいという話がありました。そこで、当初は警察のネットワークを活用した協議会の設置を考えていました。しかし、それは当課が考えていたような消費者被害を中心としたものでなかったことや、その後、話が進まなかったため、改めて検討し直すことにしました。

その結果、社会福祉協議会が運営している既存の組織である「運営協議会」を活用させていただこうと考えました。そこで、福祉部局と総務課長と担当者と協議会について話し合いました。

福祉部局からは反対意見はなく、快く賛同していただきましたが、「既存の組織を活用するより、新規の組織にしてはどうか。固く考えず、できる範囲で広げていけばいい。別に作っても入るよ。」という意見を頂き、当課が中心となり**新規**で協議会を設置することにしました。

これまでの**密接な庁内連携をいかして、見守り体制を築いていきたい**と思います。

3. (8) つるぎ町消費者安全確保地域協議会

徳島県 つるぎ町

構成員について

◆選定のポイント

まずは、これまでも見守り活動をされている福祉部局（福祉課、長寿介護課）や社会福祉協議会に協議会設置に関する相談をし、参画を依頼しました。福祉関係団体だけでなく、協議会の活動に必要と考えられる警察や消費者協会にも協力いただきたいと考え、参画を依頼しました。

また、つなぎ先である美馬地区消費生活センターを加えた組織とし、消費者協会については、日頃から消費者被害に気付いた際、センターにつなぐことを意識してくれていたため、快く引き受けていただけました。

このほか、広報誌の作成やウェブサイトの更新を行っている企画課には、消費者被害に関する啓発活動に協力していただけると考えました。広報誌の発送等を行う総務課は、自治会とつながりがあるため、町内各地区への情報伝達の際に連携してもらえると考え、参画していただきました。

◆参画依頼時の構成員の反応

当初は、既に様々な役割を担っている方々から「負担が増えるのではないか。」という声が上がってくることを心配していましたが、実際にお願ひしてみると、どの団体の方からも「**普段の見守り活動の中で行っていることなので、業務が増えるという感覚は無い。**」などと、すぐに御理解いただきました。

福祉課長からは、「当課は老人クラブや民生委員・児童委員を所管しているため、地域の情報の吸い上げができる。協力するよ。」と、社会福祉協議会からは、「企画課なら、広報紙やウェブサイトの更新をしているし、総務課は広報誌の発送をしているため、消費者被害の啓発活動等の協力が得られる。」、「警察署の署長には話をつけておいたよ。」といった助言や協力を頂き、大変有り難かったです。

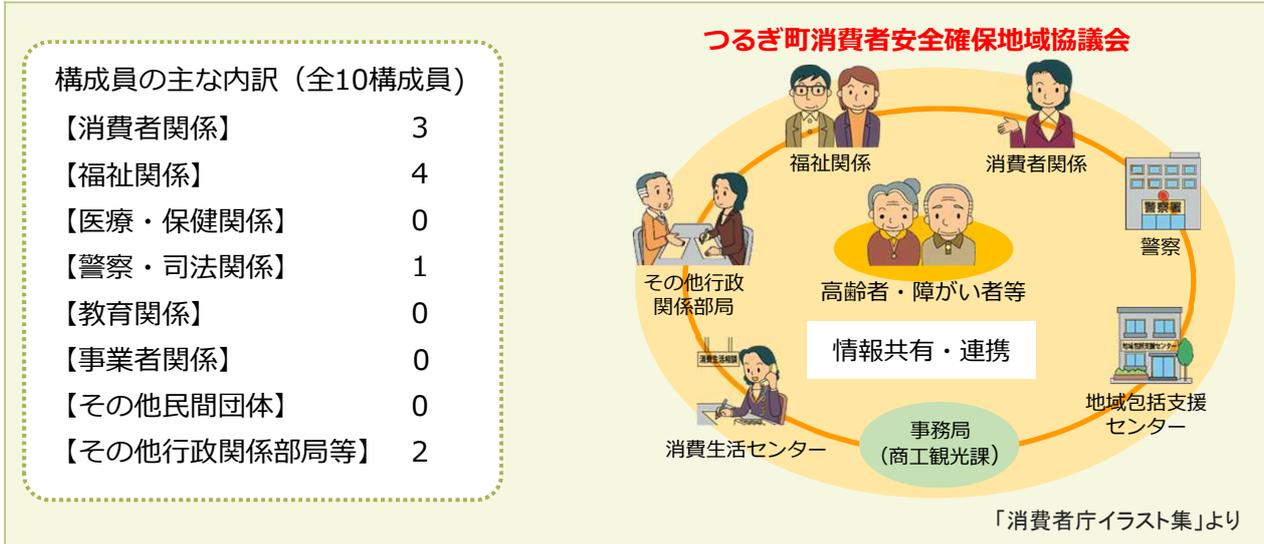
スケジュール

H30	3月	9月	10月	11月	12月	H31	1月	2月	3月	
	3月頃 警察から高齢者を見守る体制を作ろうとの提案があり検討を始める		10月頃から 運営協議会の活用を検討		12月から 設立に向けた課内協議関係部局との顔合わせ及び制度説明		1月から 庁外の構成員候補への働き掛け	決定 構成員		3/19 設置 3月から 設置要綱案の作成

3. (8) つるぎ町消費者安全確保地域協議会

徳島県 つるぎ町

見守りネットワークイメージ図



個人情報の取扱い

有り

構成員が高齢者等の異変に気付いた際は、個人情報を含めた内容をセンターにつなぎます。センターは、当町の隣の美馬市内にあり、広域連携で対応しているため、電話やファックスを用いて相談をする場合があります。相談者本人が電話やファックスを使って相談することが難しい場合は、御本人の了解を得た上で、御本人と一緒に、構成員が個人情報も含めて連絡します。また、構成員が気付いた消費者被害の情報は、センターだけでなく事務局にも連絡が入り、事務局で個人情報も含め、情報を集約します。

今後、構成員間で個人情報の共有を行う場合は、情報管理を慎重に行いたいと考えています。

苦労した点・工夫した点 など

県から協議会の設置を勧められた際は、どのように進めればよいか、イメージすることができませんでした。しかし、県や消費者庁から提供していただいた徳島県内の設置済み市町村の資料や、県内の設置事例集などを参考に、進め方をイメージすることができました。

構成員への参画依頼の際には、消費者庁が作成した県内市町村の協議会設置状況の地図等を用いて説明しました。当初は、協力が得られるのか不安がありましたが、**顔を合わせて相談することで、多くの助言や協力を頂くことができ、より密接な庁内の連携を築くことができました。**

また、当町が考えていた協議会の規模とよく似ている市町村の資料が、県内の設置事例集に記載されており、設置要綱を作成するに当たり大変参考になりました。

3. (8) つるぎ町消費者安全確保地域協議会

徳島県 つるぎ町

今後の活動・課題 など

◆今後の活動

- ・年1回、協議会の開催を予定しています。
- ・月1回当町が発行し、全戸配布している広報誌に、消費者被害に関する記事を掲載し、啓発活動を行います。

◆活動の課題

高齢者や障がい者の方は、パソコンやスマートフォンが使われていない方もいるため、しばらくは広報誌による情報発信を考えています。広報紙だけでなく、ウェブサイトにも消費者被害の注意喚起情報を掲載すれば、若者も含め幅広い世代に見ていただけるのではないかと思います。今後、ウェブサイトへの掲載も検討したいと思います。

担当者の声

協議会設置後は、広域連携で対応されているセンターの消費生活相談員や美馬市の協議会担当者とお互いの広報誌の情報共有や広報誌の原稿の相談をするなど、**定期的に交流し、顔の見える関係ができたため、相談しやすくなりました。**

今のところ、構成員の追加の予定はありません。現在の構成員で活動を積み重ねて、構成員の皆さんと一緒に協議会の活動を充実していきたいと考えています。

3. (8) つるぎ町消費者安全確保地域協議会

徳島県 つるぎ町

つるぎ町消費者安全確保地域協議会要綱

(目的)

第1条 消費者安全法（平成21年法律第50号）第11条の3第1項の規定に基づき、消費者被害の未然防止・早期発見及び拡大防止を図り、消費者安全の確保のための取組を効果的かつ円滑に行うことにより、必要な情報交換、安全確保のための取組に関する協議を行い、消費者が安心安全で、豊かな消費生活を営むことができることを目的として、つるぎ町消費者安全確保地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織等)

第2条 協議会は、別表に掲げる構成機関により構成する。

2 協議会には、前項に規定する構成機関のほか、情報の収集、伝達のためにその趣旨に賛同する機関を加えることができる。

(事業内容)

第3条 協議会は、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 消費者被害の現状や対策等に関する情報の収集および分析
- (2) 消費者被害防止対策検討、実施
- (3) 消費者の安全確保のための見守り活動等の取組に関する協議
- (4) その他、消費者被害防止のため必要と認められる活動

(会長)

第4条 協議会に会長を置く。

2 会長は、つるぎ町商工観光課長をもって充てる。

(会議)

第5条 協議会の会議は、消費者被害の防止対策等を円滑に推進するため、必要に応じ開催する。

2 会議は、会長が招集する。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、つるぎ町商工観光課において処理する。

(秘密保持義務)

第7条 協議会の構成機関、事務に従事する者または事務に従事していた者は、活動及び会議に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3.(8) つるぎ町消費者安全確保地域協議会

徳島県 つるぎ町

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会の構成及び運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年3月19日から施行する。

3. (8) つるぎ町消費者安全確保地域協議会

徳島県 つるぎ町

つるぎ町消費者安全確保地域協議会 構成員一覧

別表（第2条関係）

1	美馬警察署
2	美馬地区消費生活センター
3	つるぎ町消費者協会
4	つるぎ町地域包括支援センター
5	社会福祉法人つるぎ町社会福祉協議会
6	つるぎ町総務課
7	つるぎ町企画課
8	つるぎ町福祉課
9	つるぎ町長寿介護課
10	つるぎ町商工観光課